7.税金・公共料金の減免など

(1)税金の控除、減免等

①所得税・住民税(障害者控除等)

所得税・住民税の計算上、次の表に該当する場合は、それぞれの金額を所得から差し引くことができます。

1.所得税・住民税(障害者控除等)一覧

種類	対象・条件		所得控除の額	
			所得税	住民税 (市県民税)
障害者控除	本人又は同一生計配偶者又は扶養親族が所得税法上の障害者の場合	・障害者(身体障害者手帳3級以下・療育手帳B、C・精神障害者保健福祉手帳2級以下・要介護2、3(65歳以上)など)	27万円	26万円
		・特別障害者(身体障害者手帳1、2級・療育手帳Ⓐ、A・精神障害者保健福祉手帳1級・要介護4、5(65歳以上)など)	40万円	30万円
		※なお、同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は右記の額が加算されます。	35万円	23万円
小規模企業共済等掛金控除	心身障害者扶養共済制度(心身障害者保険扶養制度)の掛金	年間に支払った掛金 (加入者負担金)	全額	全額
医療費控除	本人又は本人と生計を一にする配偶者や親族のために医療費を支払った場合で、その支払った医療費が一定額を超える場合	介護保険サービスに係る自己負担分について、医療費控除の対象となるものがあります。対象となるサービスを利用した場合、サービス事業者が利用者に対して発行する領収書に医療費控除対象額が記載されています。	医療費の総額等から計算	医療費の総額等から計算
	その他:ストマ用装具、オムツ費用などが医療費控除の対象になる場合があります。			

	詳しくは、税務署等にお問い合わせください。		
その他	前年分の合計所得金額が135万円以下の障害者	－	非課税

2. 問い合わせ先等

実際の税額等については、下記までお問い合わせください。

○所得税

本庄税務署

《所在地》 〒367-8691 本庄市駅南2-25-16 《電話》 0495-22−2111

○住民税（市県民税）

本庄市役所 課税課 市民税係

《所在地》 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3（市役所1階）《電話》 0495-25−1123

②自動車税の減免 【県税】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちで、かつ、障害の程度が一定以上の方のために専ら使用される自動車については、自動車税（県税）の減免制度があります。

1. 減免対象となる自動車 ※すべてを満たす場合に限ります。

（1）自動車税の減免を受けることができる要件

①埼玉県内に住民登録のある障害者のために使用すること。

(障害者1人につき1台に限ります。)

②埼玉県内のナンバーで正しく登録されている自動車であること。

（埼玉県外に転出して、自動車の登録を変更していない場合は減免できません。）

③納税義務者及び自動車検査証上の使用者が個人であること。

（納税義務者が法人の自動車は減免不可。）

④自動車検査証に「自家用」と表記されていること（「事業用」では減免できません。）

⑤自動車を障害者の通院、通学、通所、生業のいずれかの目的で使用すること。

⑥障害者が下記「2. 減免の対象となる障害の区分及び級」に該当する障害の認定を受けていること。

（2）障害者との関係

運転者 / 納税義務者	障害者本人	障害者と同一生計の家族等	常時介護者（障害者のために常時運転する方）
障害者本人	○	○	△
障害者と同一生計の家族等	○	○	×

「○」 減免できます。「×」 減免できません。「△」 障害者の世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、常時介護者が運転することにより減免できます。

2. 減免を受けられる障害区分及び等級

手帳の種類と障害区分			等級（障害の程度）
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器		1級、3級
	ぼうこう又は直腸、小腸		1級、3級
	体幹		1級から3級、5級
	聴覚		2級、3級
	視覚		1級～3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
	音声又は言語機能		3級（こう頭が摘出された場合に限ります。）
	平衡機能		3級
	上肢（じょうし）※主に手や腕		1級、2級
	下肢（かし）※主に足		1級から6級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級から6級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能又は肝臓		1級から3級
療育手帳			Ⓐ又はA
精神障害者保健福祉手帳			1級（障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方に限ります。）
戦傷病者手帳			身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。

※ 障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級（上肢○級、下肢○級など）を確認します。

※ 障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳Ⓐ又はAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院

医療を受けている方が対象となります。

3.申請方法、問い合わせ先等

〇詳しくは「障害者に対する自動車税の減免について」のリーフレットをご覧ください。

〇申請に関する詳しいお問い合わせは、埼玉県本庄県税事務所（電話 0495-22-6153）または埼玉県自動車税事務所 熊谷支所（電話 048-532-8011）へお願いいたします。

③軽自動車税の減免 【市税】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちで、かつ、障害の程度が一定以上の方のために専ら使用される軽自動車については、軽自動車税（市税）の減免制度があります。

ただし、**障害者一人につき1台（普通自動車も含む）に限るため、自動車税と軽自動車税を重複して減免することはできません。また、申請期間中（3. 申請期間参照）に申請する必要があります。**

1. 減免を受けられる方

申請者（納税義務者）	運転者	減免の可否	申請時追加提出書類
障害者本人	障害者本人	〇	
	障害者と同一生計の者	〇	
	障害者を常時介護する者（身体障害者等のみで構成される世帯に運転できる者がいない場合に限る）	〇	同一生計又は常時介護の誓約書（同一生計の者が障害者と同一世帯の場合は不要
障害者と同一生計の者	障害者本人	〇	
	障害者と同一生計の者	〇	
	障害者を常時介護する者	×	
障害者を常時介護する者		×	

2. 減免を受けられる障害区分及び等級

自動車税と同じ区分及び等級になります。（②自動車税の減免【県税】 2. 減免を受けられる障害区分及び等級 参照）

3. 申請期間

・納税通知書発行後（5月上旬）～軽自動車税の納期限（通常5月31日）

4. 申請に必要なもの

① 軽自動車税減免申請書※1

② 軽自動車税納税通知書

③ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）※2 （いずれか該当するもの）

④ 運転者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」）※3 の写し

⑤ 申請者（納税義務者）の個人番号の分かる書類（マイナンバーカード等）

⑥ 同一生計または常時介護の誓約書（該当する方）※1、※4

※1 申請書、誓約書については申請場所の課窓口、本庄市 HP に様式がございます。

※2 該当の方は精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証の両方が必要になります。

※3 マイナ免許証の券面には免許情報が記載されないため、マイナ免許証の場合、併せて免許情報を確認できる以下のいずれかの資料等の提出が必要です。

・マイナ免許証の新規取得、更新時等に交付される「免許情報記録確認書」

・マイナポータルの免許情報の画面を印刷したもの

・マイナ免許証読み取りアプリの免許情報の画面（氏名等表示有のもの）を印刷したもの

※4 同一生計の者が同世帯者でない場合（同一住所の家族であっても、同じ住民票に載らない場合を含む）、又は運転者が常時介護する方の場合、提出が必要です。

5. 申請場所、問い合わせ先等

○申請場所 本庄市役所 課税課 諸税係（市役所1階）、支所市民福祉課 市民税務係（児玉総合支所1階）

○申請に関する詳しいお問い合わせは、本庄市役所 課税課 諸税係（電話 0495－25－1122）へお願いいたします。

④各種税金に関するお問い合わせ窓口

○◆国 税（所得税・相続税・贈与税・消費税等）

本庄税務署

《所在地》 〒367-8691 本庄市駅南2-25-16《電 話》 0495-22-2111

○◆市 税

本庄市役所

《所在地》〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

① 住民税（市県民税）・法人市民税

本庄市役所 課税課 市民税係 《電 話》0495-25－1123

② 固定資産税

本庄市役所 課税課 資産税土地係・資産税家屋係 《電 話》0495-25－1121

③ 軽自動車税

本庄市役所 課税課 諸税係 《電 話》0495-25－1122

④ 市税の納付

本庄市役所 収納課 収税係 《電 話》0495-25－1120

⑤ 国民健康保険税

本庄市役所 保険課 国保係 《電 話》0495-25－1116

○◆県 税

（事業税・自動車税・不動産取得税等）

埼玉県本庄県税事務所

《所在地》〒367-0026 本庄市朝日町1-4-6（埼玉県本庄地方庁舎1F）

《電 話》0495-22－6153

（自動車税）

埼玉県自動車税事務所熊谷支所

《所在地》〒360-0844 熊谷市御稜威ヶ原701-5

《電 話》048－532－8011

○◆障害者等のマル優（非課税貯蓄）制度

各金融機関等の窓口

(2) 交通機関の料金割引等

①有料道路の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方は、障害の程度によって、有料道路の利用料金が次のとおり割引されます。事前に登録が必要となります。

【適用範囲】

対 象	障害程度	条 件	割引率	取扱区間
身体障害者	第1種	本人・介護者運転	50%以内	全国の有料道路
	第2種	本人運転のみ		
知的障害者	Ⓐ・A	介護者運転		

【自動車の範囲】

1 身体障害者が自ら運転する場合

身体障害者が自ら運転する乗用自動車（個人名義の車に限る）で、当該身体障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有するもの。（身体障害者1人につき1台）

2 重度の身体障害又は知的障害のある方以外の方が運転されて障害者ご本人が同乗される場合

当該身体又は知的障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等、または、障害者本人を継続して日常的に介護している方が所有するもの。（身体又は知的障害者1人につき1台）

（注）自動車検査証等の氏名欄等が法人名の自動車（事業用）、レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は対象外です。

【割引有効期間】

（1） 申請手続きをした日からその後の2回目の誕生日まで。有効期間が切れる前に更新の手続きが必要です。更新の申請は期限日の2か月前から行うことができます。

（2） ETC 割引を利用されている方は割引有効期限の間近で申請されますと、各高速道路株式会社でのデータ登録の関係上、ご利用の割引が受けられない場合がありますので、必ず割引有効期限の約2週間前までには更新申請を行い、証明書を「有料道路ETC割引登録係」に郵送してください。

【手続きに必要なもの】

ETCを利用しない場合	1.障害者手帳 2.運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
ETCを利用する場合	1.障害者手帳 2.自動車検査証または軽自動車届出済証 3.運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） 4.ETCカード（原則として障害者本人名義に限ります） 5.ETC車載器の管理番号が確認できるもの （ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）

【窓 口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

②JR運賃の割引

身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）が、JR（旅客鉄道株式会社）を利用する場合、運賃が次のとおり割引になります。

種　類	利用できる方	割引率	備考
普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	第1種障害者とその介護者	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売になります。
定期乗車券（小児定期乗車券を除く。）	第1種障害者とその介護者又は12歳未満の第2種障害者とその介護者	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
普通乗車券	第1種、第2種障害者が単独で利用する場合	5割	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。）

【詳細はこちら】https://www.jreast.co.jp/equipment/

【お問い合わせ】JR東日本 お問い合わせセンター 電話 050-2016-1600

③JR以外の私鉄運賃の割引

JR以外の私鉄についても割引制度がありますが、各社によって取扱いが異なります。詳しくは、直接各社窓口へお問い合わせください。

④バス運賃の割引

身体障害者、知的障害者又は精神障害者（要写真貼付）が、県内のバスを利用する場合、手帳を提示すれば運賃が5割引になります。詳しくは、バス運転手等にお問い合わせ下さい。

⑤タクシー運賃の割引

身体障害者又は知的障害者が、タクシーを利用する場合、手帳を提示すれば運賃が1割引になります。詳しくは、タクシー運転手等にお問い合わせ下さい。

⑥国内航空運賃の割引

満12歳以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者が、国内航空線を利用する場合、搭乗券購入の際に手帳を提示すれば運賃が割引になります。詳しくは、各航空会社へお問い合わせ下さい。

【対象者】

区　分	第1種障害者	第2種障害者	精神障害者
対象者	手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種と記入されている障害者	手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第2種と記入されている障害者	精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き、搭乗日当日に有効期間内のものに限る）を所持している方
対象年齢	満12歳以上の方	満12歳以上の方	満12歳以上の方
適用範囲	本人の単独使用及び本人と同乗する1名の介護者にも適用される	本人のみ	本人の単独使用及び本人と同乗する1名の介護者にも適用される
割 引 率	航空会社で異なりますので、営業所又は代理店にお問合せください。		

【窓　口】 各航空会社営業所・代理店

⑦駐車禁止規制の適用除外

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害のために歩行が困難と認められる方や、療育手帳の交付を受けている方及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方は、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

※ 車両を所有していない方でも、標章の交付が受けられます。

※ タクシーや他の方の車両に乗車する場合でも、標章を使用できます。

※ この標章を使用して駐車できるのは、道路標識等により駐車禁止とされている場所で、近くに駐車場がない場合などとなっています。

【駐車禁止除外標章の交付対象となる障害の程度】

身体障害者又は戦傷病者の方			
障害の区分		身体障害の方	戦傷病者の方
視覚障害		1級から3級及び4級の1	特別項症から第4項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第3項症
下肢不自由		1級から4級	特別項症から第3項症
体幹不自由		1級から3級	特別項症から第4項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	1級及び4級	
心臓・腎臓・呼吸器機能障害		1級又は3級	特別項症から第3項症
ぼうこう・直腸・小腸機能障害		1級又は3級	特別項症から第3項症
免疫機能障害		1級から3級	
肝臓機能障害		1級から3級	特別項症から第3項症

その他の障害者の方	
障害者の区分	障害の程度
療育手帳を所持している方	Ⓐ・A
精神障害者保健福祉手帳を所持している方	1級
小児慢性特定疾患児手帳を所持している方	色素性乾皮症

※ 使用に際しては、駐車の方法に従い、他の交通の妨害にならないよう注意してください。

◎詳細については、警察署にお問い合わせください。

【申請に必要な書類】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は**小児慢性特定疾患児手帳**のコピー1通

【申請窓口】

申請者の住所地を管轄する警察署交通課窓口

（平日：午前8時30分～午後5時30分）

・本庄警察署　電話　22−0110

・児玉警察署　電話　72−0110

⑧思いやり駐車場制度

埼玉県思いやり駐車場制度は、障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

①思いやり駐車場を利用するには、利用証が必要です。

②利用証の交付を受けるには、下表【利用証の交付対象者】に該当する方で、必要書類を持参のうえ、次の窓口で申請してください。（平日：午前8時30分～午後5時15分）

●市役所1階　障害福祉課（☎25−1125）、高齢者福祉課(☎25−1722)
　市役所2階　こども家庭センター（☎71−4502）

●児玉総合支所1階　支所市民福祉課（☎71−5889）

●保健センター　健康推進課（☎24−2003）

③思いやり駐車場に駐車する際に、交付された利用証をルームミラーにかけるなど、外から見えるように掲示してください。

【利用証の交付対象者】

区分			交付基準	申請に必要な書類等	有効期間	利用証の色
身体障害者	視覚障害者		4級以上	身体障害者手帳	対象者としての基準に該当しなくなるまで	緑
	聴覚障害者		3級以上			緑
	平衡機能障害		5級以上			緑
	肢体不自由	上肢	2級以上			緑
		下肢	6級以上			緑※1
		体幹	5級以上			緑※2
		脳原性運動機	上肢機能2級以上			緑

	能障害	移動機能6級以上			緑※3
	内部障害（免疫機能障害を含む）	4級以上			緑
知的障害者		A以上	療育手帳		緑
精神障害者		1級	精神障害者保健福祉手帳		緑
難病患者		特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		緑
高齢者等		要介護1以上の方	介護保険被保険者証		緑※4
妊産婦（出産後は乳児と同伴の場合に限る）		妊娠7箇月から産後1年まで	母子健康手帳	妊娠7箇月から産後1年まで	オレンジ
多胎妊産婦（出産後は乳児と同伴の場合に限る）		妊娠7箇月から産後3年まで	母子健康手帳	妊娠7箇月から産後3年まで	オレンジ
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められた方	次に掲げる全て ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	診断書等で必要と認める期間（原則1年以内）	オレンジ※5
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方		医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる方		対象者としての基準に該当しなくなるまで	

※1　2級以上の車椅子使用者は青

※2　3級以上の車椅子使用者は青

※3　2級以上の車椅子使用者は青

※4　要介護3以上の車椅子使用者は青

※5　常時車椅子を使用する者は青



【利用証】



【駐車できる区画（イメージ）】



(3)その他の減免、割引等

①NHK放送受信料の免除

次に該当する方は、NHKに申請すると放送受信料の免除が受けられます。

【対象者及び免除区分】

全額免除	身体・知的・精神障害者手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、住民基本台帳上の世帯員全員が市民税非課税であること
半額免除	次の方が住民基本台帳における世帯主で、NHKの受信契約者であること ・重度の身体障害(1級または2級)の方 ・視覚または聴覚障害で手帳をお持ちの方 ・重度の知的障害(Ⓐまたは A)の方 ・重度の精神障害(1級)の方

【手続方法】

障害福祉課又は支所市民福祉課で申請書に証明を受け、NHKへご提出(郵送可)ください。

【申請に必要なもの】

(1)障害者手帳

(2)印かん(認印可、スタンプ印不可)

※ 申請される年の1月1日時点で、本庄市に住民票がなかった方が全額免除を申請するには、1月1日時点でお住まいだった市区町村が発行する非課税証明書が必要となります。

【手続の流れ】

① 免除申請書の記入

免除申請書は、障害福祉課、支所市民福祉課にあります。

⇩

② 免除事由の証明書の交付(障害福祉課又は支所市民福祉課で交付)

⇩

③ 証明を受けた申請書をNHKに提出(郵送)

⇩

④ NHKで免除事由を確認のうえ、折り返し「免除受理通知書」が届きます。

【注意事項】

全額免除の場合、世帯構成員全員が市民税非課税であることが基準となるため、世帯内に未申告の方がいる場合は、申告をしてから申請してください。

【証明窓口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 25－1125 FAX 23－1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71－5889 FAX 72－1630

【免除申請郵送先】

NHK さいたま放送局 さいたま西営業センター 電話 049-246-3111

《所在地》〒350-1123　川越市脇田本町 14-23 カーニープレイス川越 1F

②点字郵便物等の無料扱い

点字郵便物などは無料となるほか、心身障害者団体が発行する定期刊行物や、盲人用点字小包郵便などで減額となるものがあります。

【窓　口】

各郵便局

③携帯電話基本料金等の割引

次の方は、携帯電話の基本利用料金等が割引されます。割引の内容は、会社によって異なりますので、各携帯電話事業者にお問い合わせください。

【対象者】

（1）身体障害者手帳を持っている方

（2）療育手帳を持っている方

（3）精神障害者保健福祉手帳を持っている方

【窓　口】

各携帯電話事業者



④「湯かっこ」使用料の減額・免除

障害のある方は、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設「湯かっこ」の使用料が半額に減額されます。詳細については、「湯かっこ」へご確認ください。

【対象者】

（1）身体障害者手帳を持っている方

（2）療育手帳を持っている方

（3）精神障害者保健福祉手帳を持っている方

【施設利用時間及び休館日】

・利用時間：午前10時～午後10時（最終入館は午後9時）

・休 館 日：毎週月曜日（月曜日が祝日に当る場合は、その翌日）、年末年始

【窓 口】

湯かっこ　電話 22−8126 FAX 22−8127

《所在地》〒367-0024 本庄市東五十子 167-3

⑤「つきみ荘」利用料の減免

障害のある方は、本庄市老人福祉センターつきみ荘の利用料（入館料）が全額免除されます。

【対象者】

（1）身体障害者手帳を持っている方

（2）療育手帳を持っている方

（3）精神障害者保健福祉手帳を持っている方

【施設利用時間及び休館日】

・利用時間：午前10時～午後4時

・休 館 日：月曜日(祝日の場合は開館し、翌日を休館日とする)、年末年始

【窓 口】

本庄市老人福祉センターつきみ荘 電話 22−3696

《所在地》〒367-0072 本庄市沼和田 127-1